

別紙

国の電気料金負担軽減支援事業による値引き

1 適用範囲

この値引きは、電気需給契約の契約種別が市場連動メニューで電気の供給を受けるお客さまに適用する。

2 適用期間

適用期間は、2025 年 2 月の料金に係る計量期間等から 2025 年 4 月の料金に係る計量期間等までとする。

3 値引き単価

2（適用期間）に定める適用期間の管理費等単価は、「ご契約内容のお知らせ」に記載の管理費等単価から、次の値引き単価を差し引いた価格とする。

（1）2025 年 2 月の料金に係る計量期間等から 2025 年 3 月の料金に係る計量期間等まで

	適用範囲	税込単価	税抜単価
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	2 円 5 0 銭	2 円 2 8 銭
	高圧で供給を受ける場合	1 円 3 0 銭	—

（2）2025 年 4 月の料金に係る計量期間等

	適用範囲	税込単価	税抜単価
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	1 円 3 0 銭	1 円 1 9 銭
	高圧で供給を受ける場合	0 円 7 0 銭	—

以上